

【目的】 以下を主な目的としてはどうか。

妊娠中の健康履歴を本人が閲覧し、一元的に自身の健康を管理することにより、
将来の自身の健康行動、次回以降の適切な妊娠管理に資する。

<具体的な活用例>

子宮頸部細胞診の結果をもとに、定期的なフォローアップをうける
妊娠糖尿病の罹患既往のため、生活習慣の見直しや定期健診をうける
風疹抗体陰性のため、次回妊娠前に予防接種をうける
早産既往のため、次回妊娠時に早産リスクに注意した管理を行われる

なお、自治体が必ず入力すべき情報（最低限電子的に管理すべき情報）に関する目的については、まず実効性に関して【**考慮する事項**】を踏まえた検討が必要。

【項目の選定方法の考え方】

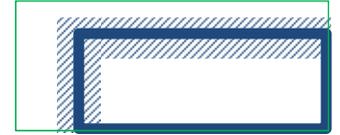
1. 妊婦健診に関する大臣告示及び母子健康手帳の省令様式で示している項目を上限に、
 - ・本人が自己情報として閲覧できることが有用な項目
 - ・次回妊娠の際に本人が医療提供者に対して提示することが有用な項目を標準的な電子的記録様式として定めることとしてはどうか。
2. 最低限電子的に記録すべき情報について、医療機関から情報を得る方法などについて検討を要することから、これらは今後の課題とし、現時点では定めないこととしてはどうか。

【考慮する事項】

自治体の事務負担・コスト

自治体に保存されている情報であること、医療機関から自治体へフィードバック可能な情報であること
電子化に適した情報であること

項目の選定方法の考え方について (標準的な電子的記録様式)



	検討の視点(例)	議論が必要と思われる項目例
基本的な項目選定基準	本人の健康行動に寄与するものとは何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症検査結果(クラミジア等) ・妊娠糖尿病・妊娠高血圧症候群(記載方法)
	次回以降の適切な妊娠管理に有益な情報とは何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠方法(体外受精等) ・分娩日時、方法(機械分娩等) ・分娩週数、出生児体重
	本人が閲覧することに適した情報とは何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の飲酒・喫煙 ・妊娠中の心身状態
	電子化に適した情報とは何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診の受診の回数 ・歯科所見
選定にあたって留意すべき事項	<p>機微情報とは何か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が閲覧することに配慮が必要な情報でよいか。 ・子どもの情報についてはどう扱うか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻の有無 ・低出生体重児、死産等